

令和8年

上尾市教育委員会6月定例会
議案資料

目 次

議案第 4 8 号 資料	1
--------------------	---

上尾市立中学校に係る部活動の方針（令和8年6月改訂版）に係る新旧対照表

	改正前	改訂後	頁	改訂理由
1	<p>上尾市立中学校に係る部活動の方針の改訂の趣旨等 （～前略～）</p> <p>今後、中学校の休日の学校部活動を地域クラブ活動に移行していくに当たっては、学校部活動についても、参加が任意であることを前提とし、多様なニーズを踏まえ適切に実施することが一層重要となる。</p> <p>そこで、教育委員会では、これからの部活動の在り方を示すため、新たに示された国のガイドライン及び県方針を参考に「上尾市立中学校における部活動の方針」を改訂する。</p> <p>なお、改訂前に引き続き、「市方針」は、運動部と文化部を対象とした学校部活動全体の方針とする。</p> <p>「市方針」は、生徒にとって望ましいスポーツ、文化芸術活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、学習指導要領の趣旨を踏まえ、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適切に実施されることを目指し、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すものである。</p> <p>このたび改訂した「市方針」については、</p>	<p>上尾市立中学校に係る部活動の方針の改訂の趣旨等 （～前略～）</p> <p>本市では、令和6年5月に「上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針」を策定し、その中で、令和8年7月末で、休日の学校部活動を取り止め、代わりに上尾市認定地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」を、令和8年8月から休日に完全展開することを決定した。</p> <p>なお、新たな地域クラブ活動と同様、平日の学校部活動についても、参加が任意であることを前提とし、多様なニーズを踏まえつつ、適切に実施することが重要となる。</p> <p>そこで、上尾市教育委員会では、休日の学校部活動の地域展開後（令和8年8月以降）の学校部活動の在り方を示すため、新たに示された国のガイドライン及び県方針を参考に「上尾市立中学校における部活動の方針」を改訂する。なお、改訂前に引き続き、「市方針」は、運動部と文化部を対象とした学校部活動全体の方針とする。</p> <p>（～後略～）</p>	1	<p>本市の現状に合った記載に改める必要が生じたため。</p>

<p>上尾市立中学校における学校部活動のみを対象とする。なお、本市における休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行については、令和6年5月に策定した「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」に基づき推進することとする。 (～後略～)</p>	<p>3 適切な休養日等の設定 (1) ア 学期中は、週当たり2日以上を休養日と設ける。 (ア) 平日は少なくとも1日以上を休養日とする。 (イ) 土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。また、部活動は、原則「土曜日に実施する」こととする。 ※なお、日曜日は、AGEO地域クラブが学校施設を利用した地域クラブ活動を実施するため、学校部活動として学校施設を使用することはできない。 ※週末両日ともに、大会等への参加のため活動した場合の休養日の振り替えは、原則として、翌週の週末に振り替えることとする。</p>	<p>3 適切な休養日等の設定 (1) ア 学校部活動の実施は、原則として、平日のみとする。 ※土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)、祝日は、原則として、部活動を実施しない。 イ 平日の学校部活動の実施に際し、少なくとも1日以上を休養日とする。 ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間(7日間)以上の休養期間(オフシーズン)を設ける。 エ 平日の活動時間は、2時間を限度とする。また、朝練習は実施しないこととする。なお、下校時刻の限度を以下のとおり設定する。 【4月から新入体育大会まで】</p>	<p>休日の学校部活動の地域展開の実施に伴い、休日の活動を制限する必要があるため。</p>
<p>2</p>	<p>※なお、日曜日は、AGEO地域クラブが学校施設を利用した地域クラブ活動を実施するため、学校部活動として学校施設を使用することはできない。 ※週末両日ともに、大会等への参加のため活動した場合の休養日の振り替えは、原則として、翌週の週末に振り替えることとする。</p>	<p>5</p>	<p>休日の学校部活動の地域展開の実施に伴い、休日の活動を制限する必要があるため。</p>

	<p>午後5時30分 【新人体育大会後から3月まで】 午後5時00分</p> <p>オ 長期休業中の活動時間は、練習の場合は3時間、試合等の場合は、移動や待機時間等を含めず、3時間を限度とする。 カ 学校閉庁日は休養日とする。但し全国中学校体育大会に出場する場合は、この限りではない。</p> <p>キ できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的・効果的な活動を行う。</p>	<p>養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間（7日間）以上の休養期間（オフシーズン）を設ける。</p> <p>※なお、長期休業中も、日曜日はAGEO地域クラブが学校施設を利用した地域クラブ活動を実施するため、学校部活動として学校施設を使用することはできない。</p> <p>ウ 平日の活動時間は、2時間を限度とする。また、朝練習は実施しないこととする。なお、下校時刻の限度を以下のとおり設定する。</p> <p>【4月から新人体育大会まで】 午後6時00分 【新人体育大会後から1月まで】 午後5時00分 【2月から3月まで】 午後5時30分</p> <p>エ 学校の休業日（学期中の週末を含む）の活動時間は、練習の場合は3時間、試合等の場合は、移動や待機時間等を含めず、3時間を限度とする。（大会・コンクール等に出場する場合を除く。）</p> <p>オ 学校閉庁日は、休養日とする。但し、全国中学校体育大会に出場する場合は、この限りではない。</p>

	<p>カ 祝日は、原則として、休業日とする。但し、大会・コンクール等に出場する場合や祝日が連続する場合を除く。また、土曜日が祝日となっている場合等は、翌日の日曜日と振り替えて、活動を行うことは差し支えない。</p> <p>キ 学校行事の実施等による振替休業日は、休業日とする。</p> <p>ク 平日、学校の休業日ともに、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。</p>		
<p>本市の現状に合った記載に改める必要が生じたため。</p>	<p>おわりに (～前略～) 教育委員会では、令和6年5月に「上尾市における部活動の地域展開に向けた基本方針」を策定し、本基本方針に基づく、段階的な学校部活動の地域クラブ活動への展開を着実に進めているが、今後も、本市の生徒が豊かにスポーツ・文化芸術に係る体験ができる環境づくりについて、最適な在り方を検討し続け、「地域の子供は地域で育てる」ことが可能な体制を整備していく。</p>	<p>10</p>	<p>3</p> <p>終わりに (～前略～) ○ 本方針は、これらの背景から、生徒の視点に立った、部活動改革に向けた具体の取組について示すものであるが、将来に向け、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場と機会を確保する視点で、部活動の地域との連携や地域クラブ活動（スポーツ・文化芸術活動）への段階的な移行を視野に入れ、生徒のニーズを踏まえた適切な部活動の実施に取り組む必要がある。</p> <p>○ そのため、教育委員会では、令和6年5月に「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」を策定し、今後は、本基本方針に基づき、段階的な学校部活動の地</p>

	<p>域クラブ活動への移行を着実に進めていく。なお、取組の推進に当たっては、国、県の方針等を踏まえ、生徒や保護者等の理解を得つつ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりしながら進めていく。</p>			
--	---	--	--	--